

例示だと思いますが、これは兵器の選択肢から除外する、つまりそれは持たない。

○岸国務大臣 長距離戦略爆撃機も入ると考えております。

○長妻分科員 敵基地攻撃能力を持ったとしても長距離戦略爆撃機は入れないということでございます。明確な答弁だと思います。

もう一点、排除する兵器、手段として、これはどうなんでしょうか。

相手国の領空内に戦闘機が入って、その戦闘機から爆撃をする、爆弾を落とす。相手国の領空に我が国の戦闘機が入って、もちろん自衛権の三要件を満たした上でですよ、それは当たり前ですが、その戦闘機が相手国に入って爆撃する。これについては排除するのかわからないのか、いかがでございますか。

○岸国務大臣 従来から、武力の行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のため必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないかと解してきておるところですが、一方で、昭和三十一年の統一見解で示されたように、誘導弾等による攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置を取ることは、例えば誘導弾等による攻撃を防御するのには、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的的に自衛の範囲内に含まれ、可能であると解してきておるところでございます。（長妻分科員「それは分かっ

ているんです。航空機による爆撃は排除するんですか」と呼ぶ）

これは、もちろん、その三要件、これは重要ではございますけれども、その上で、排除されないものだと思います。

○長妻分科員 排除されないということですね。

つまり、世間は、敵基地攻撃能力というと、ミサイルを発射して相手国の敵基地を破壊するとうようなイメージを持っておられる方も多いと思うんですが、それだけではなくて、選択肢としては、相手国の領空内に我が国の戦闘機が入って爆弾を落とす、こういうことについても検討の選択肢としては排除しない、こういうことでよろしいですね。

○岸国務大臣 まず必要最小限度、それから他に手段がない場合、このような条件は、もちろん三要件の下で考えなければなりませんけれども、あと、そのことについては、全体の状況によって判断してまいらねばならないと考えております。（長妻分科員「排除しないということか」と呼ぶ）排除をしないと考えております。

○長妻分科員 こういうふうに、明確にいろいろ議論をしていかなければいけないと思います。

次に、これも難しいところがあると思うのが、存立危機事態での、我が国の自衛権の事態になったときの敵基地攻撃能力だと思っておりますが、武力攻撃事態の場合、これは、我が国が攻撃を受けて、それについて、更にミサイルが飛んできたときに、的確にミサイル迎撃だけでは防衛できない場合、これはやはり何らかの能力を持たなきゃいけない

というようなことについて、当然、アメリカの打撃力というのが不十分だという前提があると思うんですけれども、いろいろ議論はそこで出てくると思うんです。ただ、存立危機事態の場合は、我が国が物理的には攻撃を受けていないが我が国に危険がある、こういう状況ですよね。存立危機事態、さきせん議論しました。

その場合、我が国が物理的に攻撃を受けていないにもかかわらず、アメリカからの要請で、敵基地を我が国のアセットで攻撃していくというのは、こら辺になると、国民的合意というのがなかなか、個別的自衛権と集団的自衛権で相当違いが出てくるんじゃないかというふうに大臣も思われませんか。

という意味では、検討するとき、存立危機事態下の自衛権発動の敵基地攻撃能力と、武力攻撃事態、つまり個別的自衛権の中の敵基地攻撃能力と、おのずから違いが出てくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○岸国務大臣 武力の行使という点において、基本的にやはり新三要件の下で行われるという判断でありますから、いかなる事態であってもその部分は変更はない、変わりはないというふうに認識をしております。

その上で、検討の結論を予断することは差し控えていただきます。いわゆる敵基地攻撃能力を含むあらゆる選択肢をこれから議論してまいります。国家安保戦略策定の中で、我が国憲法と国際法の範囲内ですっきりと議論してまいりたいと考えております。